

FC 今治アカデミー 会員規約

本会員規約は、株式会社今治 夢スポーツ（以下「当社」といいます）が主催、運営する FC 今治のアカデミー（以下「アカデミー」といいます）の会員に適用されます。

第1条（目的）

アカデミーは、当社の理念、ミッションステートメント及び育成、活動方針に則り、アカデミーの会員のサッカー選手としての能力の向上と同会員を応援される人間として育てることを目的に活動します。

第2条（構成）

1. アカデミーは、以下のカテゴリで構成されます。
U-18（高校1年生～3年生）、U-15（中学校1年生～3年生）、U-12（小学校3年生～6年生）の年代別の構成された組織
2. アカデミーの事務局（以下「事務局」といいます）は、当社の事務所に置くものとします。

第3条（会員資格及び手続）

1. アカデミーの会員は、以下の2要件を満たす者とします。
 - (1) アカデミーの目的に共感し、アカデミーの活動に適した者
 - (2) 当社がアカデミーに入会するのに相応しいと判断し、入会を承諾した者
2. アカデミーの会員になろうとする者（以下「希望者」といいます）は、当社所定の入会申込書に必要事項を記載し、事務局に提出するものとします。なお、希望者が未成年者の場合は、入会申込書及び次項記載の資料を提出する際、希望者の親権者又はその他の法定代理人の同意を必要とします。
3. 希望者は、前項の申込書提出の際に当社が指定する資料（誓約書、パーソナルレポートなど）を一緒に提出しなければなりません。
4. 当社が申込書及び前項の資料を基に審査の上、入会を承諾する旨を伝えた時点で入会手続きが完了するものとし、希望者は第4条第3項に定めるタイミングでアカデミーの該当するカテゴリの会員となるものとします。
5. 会員は、入会手続きの際に記載した事項又は提出した資料の内容が変更した場合は、速やかにその旨を事務局に届け出るものとします。

第4条（会費及び諸経費）

1. 会員は、当社が定める月会費、個人用具費、遠征費、送迎バス費その他の費用（以下「会費等」といいます）を当社に支払うものとします。
2. 前項のほか、会員は入会初月及び新しい活動期間開始時には、当社が加入するスポーツ保険にかかる費用、日本サッカー協会選手登録費用を支払うものとします。
3. 入会が月の途中からの場合、当月 15 日までに入会手続きが完了した場合、希望者は手続き完了時から会員となり、当月の会費等を当社に支払うものとします。なお、会費等の日割り計算は行われません。また、当月 16 日以降に入会手続きが完了した場合、希望者は翌月から会員となり、会費等の支払は翌月分からとなります。
4. 会員は、毎月のアカデミーの活動回数に関わらず、正規の月会費を支払うものとします。
5. 母子家庭又は父子家庭の未成年者の会員は、当社が指定する資料を提出した上で、月会費を無料とすることを当社に申し出ることができます。提出された資料等を基に当社が無料とすることを認定した会員については、毎月の月会費を無料とします。ただし、遠征費等のその他の費用は無料とはなりません。

第5条（支払）

1. 会員は会費等、スポーツ保険及び日本サッカー協会選手登録の費用を、当社が定める方法により、当社が定める金額を期日までに支払うものとします。
2. 会員は、当社が定める方法により前項の会費等及び費用の支払いができなかった場合、当社が別途指定する方法で速やかに未納の会費等及び費用を支払うものとします。
3. 本条の支払は、会員本人又は会員の親権者若しくは法定代理人が行うものとし、これらの者以外の者が行う場合、事前に事務局に届け出るものとします。

第6条（所属期間）

1. 会員のアカデミーの各カテゴリ所属期間は、原則として下記の通りとし、各年の活動期間は4月1日から翌年3月31日までとします。
 - 1) U18:入会日より高校3年生時の3月31日迄
 - 2) U15:入会日より中学3年生時の3月31日迄
 - 3) U12:入会日より小学6年生時の3月31日迄
2. 会員は、第12条、第14条又は第15条により休会し、退会し、会員資格を喪失し又は会員資格を一時停止しない限り、前項に定める各カテゴリの所属期間の間アカデミーに所属し、活動を継続するものとします。
3. 前項にかかわらず、会員がトップチーム（FC 今治）と契約を締結した場合は、その契約内容を優先するものとします。

第7条（活動チーム）

1. 会員は、当社が指定するアカデミーのカテゴリのチームに所属し、活動するものとします。
2. 当社は、会員の所属チームを会員のトレーニングの進捗状況に応じて、変更できるものとします。当社は、会員の選手としての能力を引き伸ばすため(ストレッチ&統合効果)に、年齢が上のチームに所属させたり、逆に戻したりできるものとします。
3. 当社は、各チームを担当するコーチを任命し、状況に応じて担当するコーチを変更することができるものとします。また、当社所属のコーチは、当社が認めた場合は、担当するチーム以外の会員も指導することができるものとします。

第8条 (カテゴリの昇格)

1. 当社は、当社の裁量に基づき、U12 から U15 への昇格基準、U15 から U18 への昇格基準を定めるものとします。
2. 当社は、中学生になる段階と高校生になる段階において、上のカテゴリへの所属を希望する会員のうち、前項で定める昇格基準を満たしていると当社が判断する会員のみを昇格させるものとします。当社が昇格を認めた会員は、4月から上のカテゴリの所属となります。

第9条 (活動スケジュール)

1. 当社は、会員の成長を考慮して、活動スケジュールを計画することができ、トレーニングの進捗状況、会員のコンディショニングなどを考慮して活動スケジュールを変更することができます。
2. 当社は、夏季と冬季において、必要に応じて1週間から2週間程度の休息期間を設けることができます。
3. 当社は、天候等の条件により、アカデミーの活動を中止することができるものとします。
4. 当社は、活動スケジュール及びその変更については、当社が定める方法により、会員に告知するものとします。

第10条 (試合、合宿、その他のイベント)

1. 会員は、当社の指定する大会、合宿又はイベントに参加しなければなりません。
ただし、会員が事前に当社の承諾を得た場合、これらに参加する必要はありません。
2. 当社は、前項の大会、合宿又はイベントに参加する会員に対して、当社の定める参加費用等の支払いを求める場合があります。会員は当該求めに応じ、参加費用等を支払うものとします。

第11条 (FC 今治のトップチームの観戦)

会員は、当社の指定する FC 今治のトップチームの試合を、会員本人のみ無料で当社が指定

する座席で観戦することができるものとします。

第12条（休会）

1. 会員は、アカデミーを休会する場合、事務局に対し所定の変更届を提出し、当社の承諾を得るものとします。休会の変更届は、休会する月の前月末日（末日が日曜日、祝日、アカデミーの休日に当たる場合は、その前営業日までとします）までに提出するものとします。1日以降に提出された場合、休会は提出の翌月からとなります。
2. 会員は、休会期間中は、当社が指定する諸経費以外の会費等を支払う義務を負わないものとします。休会期間中でも、会員は当社から指示がある場合、遅滞なく諸経費を当社指定の方法で支払うものとします。
3. 休会は、継続的な場合又は断続的な場合を含め、休会期間が合計12ヶ月間となるまでとし、12ヶ月間を超える場合は、当社は会員を退会させることができるものとします。会員は会社の判断に従うものとします。

第13条（復帰）

1. 休会した会員が復帰する場合は、所定の届出用紙に復帰希望月を記入し、速やかに当社の承認を得るものとします。復帰の届出は、復帰する月の前月末日（末日が日曜日、祝日、アカデミーの休日に当たる場合は、その前営業日までとします）までに提出するものとします。1日以降に提出された場合、復帰は提出の翌月からとなります。
2. 休会した会員が復帰した場合、復帰日より会費等の支払い義務が発生します。

第14条（退会）

1. 会員は、事務局に対して所定の届出を提出することにより、アカデミーを退会することができます。なお、会員は、退会の届出を提出する場合、事前に会員の保護者、コーチ及び事務局による話し合いを行うものとします。
2. 退会の届出は、退会を希望する月の前月末日（末日が日曜日、祝日、アカデミーの休日に当たる場合は、その前営業日までとします）までに提出するものとします。1日以降に提出された場合、退会は提出の翌月からとなります。

第15条（会員資格の喪失及び一時停止）

1. 当社は、会員が次のいずれかに該当する場合、会員の会員資格を喪失させ、又は一時停止させることができるものとします。
 - (1) 本規約に違反した場合
 - (2) 当社の指定する会費等の支払方法に従わない場合
 - (3) 会費等又は当社から指定された費用の全部又は一部の支払を3ヶ月以上滞納した

場合

- (4) 入会手続きに届け出た事項、その他の当社に届け出た事項に虚偽が含まれる場合
 - (5) 当社が当社に提出された会員の連絡先（電子メール又は電話番号）に連絡しても、3ヶ月間連絡が取れない又は返信がこない場合
 - (6) 当社及びアカデミーの運営を故意に妨害又はSNS等で誹謗中傷した場合
 - (7) 本規約又はアカデミーの定める規則に違反した場合
 - (8) 当社及びアカデミーの名誉又は信用を傷つける行為を行った場合
 - (9) 活動への無断欠席が3ヶ月続いた場合
 - (10) その他、会員が社会通念上著しく不適切と認められる行為を行った場合
2. 会員資格の喪失又は一時停止の効力は、事務局から会員又は会員の親権者若しくは法定代理人に喪失又は停止についての通知した日から生じるものとします。なお、会員は会員資格の喪失日又は停止日が属する月についての会費等の支払いを行わなければならないものとし、日割り計算は行わないものとします。

第16条（トレーニングウェア及び用具、施設等の取り扱い）

1. 会員は、当社が指定したトレーニングウェア及び用具を使用するものとします。
2. 会員は、当社から貸与したユニフォーム、トレーニングウェアがある場合、これらを適正に管理するものとし、会員の不注意で紛失や破損した場合、これらを弁償するものとします。
3. 会員は使用する用具、施設を大切に使用するものとし、会員の不注意で紛失や破損した場合、これらを弁償するものとします。

第17条（送迎）

1. 会員は、原則として、当社が指定する会員が所属するチームの活動が行われる場所に自ら集合し、活動終了後は現地で解散し、帰宅するものとします。
2. 当社は、当社の判断に基づき、会員の送迎を行う場合があります。

第18条（地位譲渡の禁止）

会員は、会員たる地位を譲渡することができないものとします。

第19条（事故の責任）

1. 会員は、アカデミーの会員になると同時に当社の指定するスポーツ安全保険に加入することを承諾したものとみなされ、スポーツ安全保険は活動期間単位での加入が必要となります。
2. 当社は、会員のアカデミーの活動中やその往復中の事故、怪我等について、当社が加入

するスポーツ安全保険の補償の範囲内で補償又は賠償するものとし、当該範囲を超えて何ら責任を負わないものとします。

3. 会員がアカデミーの活動中にコーチ又は第三者に対して負った損害賠償責任について、当社は、スポーツ安全保険が補償範囲内でのみこれらに対応するものとし、当該範囲を超えて何ら責任を負わないものとします。
4. 当社は、当社の送迎バスの運転手の責に帰すべき事由により、会員が負傷し又は死亡した場合、当社が加入する自動車保険（任意保険）搭乗者保険の補償範囲内でこれを補償するものとし、当該範囲を超えて何ら責任を負わないものとします。

第20条（活動の休止）

1. 当社は、1ヶ月前までに会員に通知することにより、アカデミーの活動を休止することができるものとします。但し、アカデミーが活動する会場が施設の事情等により使用できない場合又はその他のやむを得ない事情がある場合には、当社は当該活動の開始時間前までに会員に通知することによりアカデミーの活動を休止することができるものとします。
2. 会員が所属するチームの活動休止が当月で30日間を超える場合、会員は当月の月会費を支払う義務を負わないものとします。

第21条（アカデミーの廃止及びその効力）

1. 当社は、3か月前までに会員に通知することにより、アカデミー又はその一部を廃止することができるものとします。ただし、緊急やむを得ない場合、当社は事前通知を行うことなく、アカデミー又はその一部を廃止することができるものとします。
2. 当社がアカデミー又はその一部を廃止した場合、会員は、廃止日にその会員たる地位を失うものとします。
3. 前項の場合、当社が既に受領している月会費があれば、日割り計算（1ヶ月を30日とします）により清算し、会員に対し無利息にて返還するものとします。

第22条（個人情報等）

1. 当社は、希望者、会員、会員の親権者又は法定代理人が当社に提供した個人情報について、当社の「個人情報の取扱について」
(<http://www.fcimabari.com/company/privacypolicy.html>)に基づき取り扱うものとします。
2. 会員は、日本サッカー協会等への登録や大会参加申込書など、アカデミーの活動に必要な場合、当社が会員の個人情報を同協会等や大会主催者（以下「主催者等」といいます）に提供すること及び主催者等により提供した個人情報が主催者等の使用目的に限り使用されることに同意するものとします。

第23条（活動中の写真、映像等）

1. 会員は、当社がアカデミーの活動の様子を撮影した写真、映像を当社ホームページ、当社のSNS、広報、広告・宣伝、事業報告書、クラブ案内、等)、その他のプロモーション活動等に使用することについて同意するものとします。
2. 会員は、当社がアカデミーの活動の様子を撮影した写真、映像を当社が展開するフットボール事業において、次のように使用することに同意するものとします。
 - 1) 動画配信（YouTube等の動画SNSを含むが、これに限られない。）
 - 2) 講習会
 - 3) その他、フットボール事業に必要な活動

第24条（免責）

1. 当社は、アカデミーの活動中に生じた盗難・紛失について一切損害賠償の責を負わないものとします。
2. 当社は、アカデミーの活動中の忘れ物について、一定期間保存した後、任意に処分することができるものとします。
3. 会員は、会員又は親権者等がアカデミーの活動中の写真や映像をSNS等に掲載することにより、他の会員又は第三者との間にトラブルが生じた場合、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、クラブは何ら関与しないものとします。

第25条（細則等）

当社は、本規定に定めのない事項について、細則を定めることができるものとします。

第26条（本規約の変更等）

当社は、本規約を随時変更することができるものとし、変更した場合、変更後の本規約を当社ホームページに掲載又はその他の方法で会員が閲覧できる状態に置くものとします。本規約変更後に会員を継続することにより、会員は当該変更承諾したものとみなします。

2015年12月1日制定

2017年3月5日改定

2018年2月23日改定

2019年4月1日改定

2020年2月14日改定

2021年4月30日改定

2023年9月16日改定